

マンション・アパートなどの  
貯水槽式共同住宅等における水道料金の

# 「各戸検針・各戸料金徴収制度」の ご案内

～水道管理者が各戸ごとに検針と料金徴収を行います～

平成 22 年 4 月

大野城市 上下水道局 料金施設課

## 1. はじめに

各戸検針・各戸料金徴収制度とは、貯水槽を經由して水道水を利用している共同住宅（以下「共同住宅」といいます。）について、大野城市水道事業管理者（以下「水道管理者」といいます。）が各戸ごとに貸与する水道メーター（以下「メーター」といいます。）の検針を行い、各戸の水道利用者様から水道料金の徴収を行う制度のことです。

なお、設備所有者様が集中検針装置を設置し、水道管理者が集中検針装置を利用して各戸検針・各戸料金徴収を行う集中検針・各戸料金徴収制度（以下「集中検針」といいます。）もあります。

なお、以下では、集中検針装置を利用せずに行う各戸検針・各戸料金徴収のことを「各戸検針」というものとします。

また、以下では、共同住宅全体の使用水量を水道管理者が一括的に検針し、全体の使用水量に応じた水道料金を管理会社等から一括的に徴収する方式のことを「一括検針」というものとします。

この冊子は、各戸検針または集中検針をご利用になるための方法や基準についてまとめたものです。

## 2. 各戸検針または集中検針のメリット

(1) 各戸の検針と料金徴収を水道管理者が行います。

- ① 一戸建の住宅と同様に、各戸と水道管理者が直接契約を結び、各戸が使用した水量に応じた水道料金を直接各戸から水道管理者が徴収いたします。  
したがって、一括検針と比較して、各戸の水道利用者様にとって、より簡明な料金負担のしくみになります。
- ② 水道管理者が各戸ごとに検針と料金徴収を行い、退去時の料金の精算も水道管理者と各戸との間で直接行いますので、管理会社などが各戸の検針や請求に手間をかける必要がなくなります。

(2) 各戸の子メーターを購入する必要がなくなります。

- ① 各戸検針を実施する共同住宅については、新設される場合も、一括検針から各戸検針へ切り換える場合も、貯水槽より下流側の各戸に設置するための子メーターは水道管理者が貸与いたしますので、設備所有者様がメーターを購入する必要がなくなります。
- ② メーターは計量法により8年ごとに取り替えなければなりません。水道管理者のメーターについては、8年ごとの取り替えおよび故障の際の対応は水道管理者の負担で行います。

※各戸検針の実施開始時の水道管理者のメーターの設置作業は、設備所有者様が自己の負担で実施する必要があります。

※集中検針をご希望される場合は、集中検針開始時における貯水槽より下流側の各戸に設置するための遠隔メーターの購入および設置、8年ごとの遠隔メーターの購入および取替作業、故障の際の対応およびその他の維持管理を、設備所有者様が自己の負担で実施する必要があります（一定の要件を満たす場合、遠隔メーターの設置等の負担に対する助成を受けることができます。）。

3. 各戸検針または集中検針を実施できる共同住宅とは

各戸検針または集中検針を実施するためには、主に下記の要件に適合する必要があります。

- (1) 貯水槽から給水を受ける住居等の各区画の全てについて使用水量をそれぞれ検針できるよう、水道管理者が指示する位置に子メーターを1つずつ設置できること。ただし、特定区画※に該当する区画がある場合は、特定区画の全体の使用水量を検針できるよう、水道管理者が指示する位置に子メーターを1つ設置できること。

※特定区画とは、共同住宅の内部に設けられたホテルや簡易宿泊所、2カ月以下の期間を単位とする短期賃貸用の住居、事務所、店舗等の水道使用者の把握が困難と認められるものや、その他検針等を迅速、安全かつ容易に行うことが困難と認められるものをいいます。

※貯水槽以下装置の構造上、特定区画の下流側で給水を受ける区画は、住居等であっても、特定区画に該当することとなります。

- (2) 貯水槽から給水を受ける住居等の各区画の全てについて各戸検針または集中検針の対象とするものであること。ただし、特定区画に該当する区画がある場合は、その特定区画全体を1つの区画として各戸検針または集中検針の対象とするものであること。

- (3) 貯水槽以下装置の設備が、水道管理者が別に定める「大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準（以下「設備基準」といいます。）」に適合しており、全ての子メーターについて、安全かつ容易に検針や設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉、その他の維持管理（以下「検針等」といいます。）を行える構造となっていること。

- (4) 貯水槽以下装置で供給される水は、水道管理者が給水する水のみを水源とするものであること。

※貯水槽以下装置で供給される水が、井戸水であったり、井戸水が混じったりしているものである場合は、各戸検針または集中検針を実施できません。

- (5) 貯水槽以下装置で供給される水の水質保持、そのための貯水槽以下装置の清掃、検査および漏水修理等の維持管理を設備所有者様等が自己の負担で責任を持って行うものであること。

※ この他にも細かい要件がありますのでご注意ください。

また、各戸検針または集中検針を開始するためには、水道管理者が検針等を安全、容易かつ適正にできるよう、貯水槽より下流側の設備を必要に応じて改造する必要がありますので、技術的な面での詳細事項の確認や施工等に関しては、大野城市指定の給水装置工事店にご相談ください。

#### 4. 各戸検針または集中検針の開始までの流れ

##### (1) 各戸検針の実施をご希望される場合

###### ① 事前協議

設備所有者（事業主）様※の名義で市料金施設課と事前協議を行ってください  
（手続き関係は大野城市指定給水装置工事店等の任意の代理人に依頼することができます）。

※既存の分譲共同住宅の場合は、通常は区分所有者様等で構成される管理組合様での名義となります（以下同じ）。

##### ■ 事前協議関係の書類は各2部提出してください ■

- ・ 申請書・・・「貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する事前協議申請書（様式第1号）」
- ・ 添付書類・・・周辺位置図、字図、各階平面図、貯水槽以下装置系統図、子メーター室内部詳細図（正面図及び側面図）、子メーター現況写真（既設建物の場合）等、事前確認報告書※

※事前協議の際には、貯水槽以下の設備の「大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準」に定める要件への適合状況をあらかじめ確認し、以下のいずれかの事前確認報告書により報告してください。

- ◆「各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書」※新設共同住宅の場合
- ◆「各戸検針又は集中検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書」※既設共同住宅の場合（一括検針から各戸検針又は集中検針へ切り換える場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合を除く））
- ◆「各戸検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書」※既設共同住宅の場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合）

※水道管理者で必要な調査・審査等を行った後、事前協議に対する回答書を交付します。

## ② 各戸検針の実施の申請

水道管理者の事前協議に対する回答書の内容を踏まえて必要に応じて図面等に修正等を行ったうえで、各戸検針実施の申請を「給水装置工事申込書」と一緒に申請してください（手続き関係は大野城市指定給水装置工事店に依頼してください）。

※なお、申請は、工事着手前かつ竣工検査希望予定日の120日前までに行ってください。また、各戸検針開始の希望日に各戸検針を開始するためには、各戸検針開始希望日の14日前までに竣工検査に合格する必要があります。したがって、各戸検針開始希望日の最低134日前までに申請することが必要となりますのでご注意ください。

### ■ 申請関係の書類は各1部提出してください ■

- ・申請書・・・「貯水槽式共同住宅における各戸検針実施申請書兼誓約書（様式第3号）」
- ・添付書類・・・前記事前協議書（図面等の写しを含む）、事前確認報告書および事前協議に対する回答書の写し等
- ・その他・・・「既設共同住宅における入居状況等報告書兼誓約書（様式第5号）」

◎既存の分譲共同住宅の場合は、大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程（平成19年企管規程第5号）を遵守のうえ各戸検針の実施に同意することについて、(A)管理組合（建物の区分所有等に関する法律（平成18年法律第50号）第3条、第47条に定めるものまたはこれに相当するもの。）で決議したことを記載した議事録または(B)区分所有者全員分の同意書を提出してください。

◆既存の一括検針の共同住宅の場合は、申請受付の際、「水道・下水道使用開始届」を必要枚数配付しますので、竣工検査申込時に、全世帯分（居住中でない住戸等分を除く）をとりまとめて提出してください。

※水道管理者から申請内容についての承認を受けた後、工事に着手してください。

### ③ **各戸検針**の竣工検査の申込

工事が完了したら、竣工図書等を添えて速やかに竣工検査の申込みをしてください。

水道管理者は、まず書類審査および必要に応じて事前現地確認等を行います。そのうえで竣工検査を行うことができると認められたときは、竣工検査の申込みを正式に受理します。

受理した際には、子メーターとして設置するため水道管理者のメーターを貸与します。竣工検査のときまでに子メーターを設置してください。

#### 《集中検針から各戸検針に切り換える場合の注意点》

- ◆竣工検査の申込みをする前に、各戸の遠隔メーターを市のメーターへ取り替える日程を市と協議してください。
- ◆メーターの取替えは、原則として全戸分を同一日中に完了するように調整してください。
- ◆取替等完了後は、各戸メーター取替等完了報告書様式により、直ちに取替結果を報告してください（FAX報告可）。
- ◆各戸のメーター取替え完了後に、竣工図書等を添えて竣工検査の申込みを行ってください。

また、竣工検査の申し込みの際、水道管理者との窓口役となっていただく管理人を選定して届けてください。

■ 竣工検査関係の書類は各1部提出してください ■

- ・添付書類・・・自主検査報告書※、各階平面図、貯水槽以下装置系統図、子メーター室内部詳細図（正面図及び側面図）、子メーター現況写真等

※竣工検査申込みの際には、貯水槽以下の設備が「大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準」に定める要件に適合していることをあらかじめ検査し、以下のいずれかの自主検査報告書により報告してください。

- ◆「各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の貯水槽以下設備要件等自主検査報告書」※新設共同住宅の場合
- ◆「各戸検針又は集中検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等自主検査報告書」※既設共同住宅の場合（一括検針から各戸検針又は集中検針へ切り換える場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合を除く））
- ◆「各戸検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等自主検査報告書」※既設共同住宅の場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合）

◆既存の一括検針の共同住宅の場合は、申請受付の際配付した「水道・下水道使用開始届」を、全世帯分（居住中でない住戸等分を除く）をとりまとめて竣工検査申込時に提出してください。

※ 竣工検査の結果各戸検針の実施をすることが適当ではないと認められる場合は、水道管理者の指示に基づき必要な改修を行うことが必要となります。

なお、各戸検針開始希望日の14日前までに竣工検査に合格することができない場合は、希望する日に各戸検針を開始することができませんので十分ご注意ください。

④ 各戸検針の開始

竣工検査の結果水道管理者が適正と認める場合は、水道管理者は各戸検針実施の承認をし、各戸検針を開始します。



(2) **集中検針**の実施をご希望される場合

① **事前協議**

設備所有者（事業主）様の名義で市料金施設課と事前協議を行ってください（手続き関係は大野城市指定給水装置工事店等の任意の代理人に依頼することができます）。

■事前協議関係の書類は各2部提出してください■

- ・申請書・・・「貯水槽式共同住宅における集中検針の実施に関する事前協議書（様式第2号）」
- ・添付書類・・・周辺位置図、字図、各階平面図、貯水槽以下装置系統図、集中検針装置系統図、集中検針盤および遠隔メーター等製品仕様書、子メーター一室内部詳細図（正面図及び側面図）、子メーター一現況写真（既設建物の場合）等、事前確認報告書※

※事前協議の際には、貯水槽以下の設備の「大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準」に定める要件への適合状況をあらかじめ確認し、以下のいずれかの事前確認報告書により報告してください。

◆「各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書」※新設共同住宅の場合

◆「各戸検針又は集中検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書」※既設共同住宅の場合（一括検針から各戸検針又は集中検針へ切り換える場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合を除く））

※ 水道管理者で必要な調査・審査等を行った後、事前協議に関する回答書を交付します。

## ② 集中検針の実施の申請

水道管理者の事前協議に対する回答書の内容を踏まえて必要な修正を行ったうえで、集中検針実施の申請を「給水装置工事申込書」と一緒に申請してください（手続き関係は大野城市指定給水装置工事店に依頼してください）。

※なお、申請は、工事着手の前までに行ってください。また、集中検針開始の希望日に集中検針を開始するためには、集中検針開始希望日の **14日前まで** に竣工検査に合格する必要がありますのでご注意ください。

### ■ 申請関係の書類は各1部提出してください ■

- ・ 申請書・・・貯水槽式共同住宅における集中検針実施申請書兼誓約書（様式第4号）
- ・ 添付書類・・・前記事前協議書および回答書の写し等
- ・ その他・・・「既設共同住宅における入居状況等報告書兼誓約書（様式第5号）」  
※既設共同住宅の場合

◎既存の分譲共同住宅の場合は、大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程（平成19年企管規程第5号）を遵守のうえ各戸検針の実施に同意することについて、(A)管理組合（建物の区分所有等に関する法律（平成18年法律第50号）第3条、第47条に定めるものまたはこれに相当するもの。）で決議したことを記載した議事録または(B)区分所有者全員分の同意書を提出してください。

◆既存の一括検針の共同住宅の場合は、申請受付の際、引き換えに「水道・下水道使用開始届」を必要枚数配付しますので、竣工検査申込時に、全世帯分（居住中でない住戸等分を除く）をとりまとめて提出してください。

※ 水道管理者から申請内容についての承認を受けた後、工事に着手してください。

### ③ 集中検針の竣工検査の申込

工事が完了したら、竣工図書等を添えて速やかに竣工検査の申込みをしてください。

水道管理者は、まず書類審査および必要に応じて事前現地確認等を行います。そのうえで竣工検査を行うことができると認められたときは、竣工検査の申込みを正式に受理します。

受理された場合は、水道管理者の指示に基づき竣工検査のときまでに遠隔メーターを子メーターとして設置してください（遠隔メーターを含む集中検針装置の設置、維持管理および遠隔メーターの8年ごとの取り替え等に関する費用は設備所有者様の負担となります。なお、一定の要件を満たす場合、遠隔メーターの設置等の負担に対する助成を受けることができます。）。

また、水道管理者との窓口役となっていただく管理人を選定してお届けください。

#### ■ 竣工検査関係の書類は各1部提出してください ■

- ・添付書類・・・自主検査報告書※、各階平面図、貯水槽以下装置系統図、集中検針装置系統図、集中検針盤および遠隔メーター等製品仕様書、子メーター一室内部詳細図（正面図及び側面図）、子メーター現況写真等

※竣工検査申込みの際には、貯水槽以下の設備が「大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準」に定める要件に適合していることをあらかじめ検査し、以下のいずれかの自主検査報告書により報告してください。

◆「各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の貯水槽以下設備要件等自主検査報告書」※新設共同住宅の場合

◆「各戸検針又は集中検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等自主検査報告書」※既設共同住宅の場合（一括検針から各戸検針又は集中検針へ切り換える場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合を除く））

◆既存の一括検針の共同住宅の場合は、申請受付の際配付した「水道・下水道使用開始届」を、全世帯分（居住中でない住戸等分を除く）をとりまとめて竣工検査申込時に提出してください。

※ 竣工検査の結果集中検針の実施をすることが適当ではないと認められる場合は、水道管理者の指示に基づき必要な改修を行うことが必要となります。

なお、集中検針開始希望日の14日前までに竣工検査に合格することができない場合は、希望する日に集中検針を開始することができませんので十分ご注意ください。

#### ④ 集中検針の開始

竣工検査の結果水道管理者が適正と認める場合は、水道管理者は集中検針の実施の承認をし、集中検針を開始します。

## 5. 各戸検針または集中検針に関するQ & A

### (1) 各戸検針または集中検針の申請について

Q 1 : 各戸検針または集中検針の申請は誰でもできますか？

A 1 : 共同住宅全体を各戸検針または集中検針の対象としますので、設備所有者（または設備所有者の代表者）様からの申請であることが必要です。一部の水道使用者様からの個別的・部分的な申請はできません。

分譲の共同住宅の場合で区分所有者様による管理組合がある場合は、管理組合からの申請が必要です。ただし新設の場合で、管理組合が未設立であれば、申請時点での設備所有者様でかまいません。

なお、申請書の作成や、技術的な内容に関する事項については、水道管理者（上下水道局料金施設課）または大野城市指定給水装置工事店へご相談ください。

また、各戸検針または集中検針の新規申請の際は、申請事務および関連する工事の施工については大野城市指定の給水装置工事店へご依頼ください。

Q 2 : 管理人は誰にすればいいのですか？またどんな責任が発生しますか？

A 2 : 管理人様には共同住宅の管理会社になれる場合が多いようです。設備所有者様が兼任されてもかまいません。

管理人様には、主に設備所有者様や各戸の水道使用者様と水道管理者との連絡窓口になっていただくほか、次のような事項について責務が生じます。

- ① 貯水槽以下装置および子メーターの適正管理
- ② オートロック式共同住宅の場合は、暗証番号の教示や開錠鍵の貸与等
- ③ 各戸の水道使用者様、管理人、設備所有者様等に変更があった場合における水道管理者への届出
- ④ 貯水槽以下装置の改造等を行う場合における水道管理者への届出
- ⑤ 貯水槽以下装置で給水される水の水質保全および貯水槽以下装置の適正な清掃、検査等
- ⑥ 貯水槽以下装置に漏水その他の不具合が発生した場合における速やかな修理・改善
- ⑦ 親メーターの指示水量が子メーターの指示水量の総和よりも多くなった場合、その差分に対する料金相当額の支払い
- ⑧ その他水道管理者の業務遂行への協力

Q 3 : 入口がオートロック等で施錠されている場合、暗証番号の教示や開錠鍵の提供をしなければならないのですか？

A 3 : はい。検針や料金徴収業務、転居時の精算業務、停水業務、水道管理者のメーターの故障時の対応および8年ごとの水道管理者のメーター取替等のため必要ですので、必ずご協力ください。ご協力いただけない場合、各戸検針または集中検針の実施はできません。

暗証番号や開錠鍵の管理等については厳重に取り扱いますのでご協力ください。

検針等の際は、市の職員または水道管理者から委託を受けた民間業者が訪問します。

(2) 共同住宅に特殊な施設が併設されている場合の各戸検針または集中検針の実施について

Q 4 : 店舗や事務所が併設されている共同住宅も各戸検針できますか？また、建物の一部がホテルやスーパーなどの施設となっている共同住宅も各戸検針できますか？

A 4 : 住居部分については原則として各戸検針できますが、ホテルやスーパーなどの特殊な施設（特定区画※に該当するもの）が併設されている場合は、次のような取扱いとなりますのでご注意ください。

※「特定区画」とは・・・共同住宅の内部に設けられたホテルや簡易宿泊所、2カ月以下の期間を単位とする短期賃貸用の住居、事務所、店舗等の水道使用者の把握が困難と認められるものや、その他検針等を迅速、安全かつ容易に行うことが困難と認められるものをいいます。

また、貯水槽以下装置の構造上、特定区画の下流側で給水を受ける区画は、住居等であっても、特定区画に該当することとなります。

(大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程第2条及び第3条)

① 特定区画に該当する部分については、特定区画の全体の使用水量を検針できる位置に、水道管理者の子メーターを1つだけ設置します。

② 特定区画に該当する部分については、その特定区画全体を1つの区画として各戸検針または集中検針の対象とすることとなります。

Q 5 : 集中検針装置による各戸検針はできますか？

A 5 : はい。ただし、設備所有者様の負担により集中検針盤や各戸の遠隔メーター等の集中検針装置を設置していただく必要があります。また、集中検針装置の維持管理や8年ごとの遠隔メーターの購入、取り替えおよび維持管理等も設備所有者様の負担により適切に実施することが必要となります。

なお、一定の要件を満たす場合、遠隔メーターの設置や取替等の負担に対する助成を受けることができます。

(3) 一括検針または集中検針から各戸検針へ切り換える場合の注意点について

Q 6 : 設備面でのポイントを教えてください。

A 6 : 各戸のメーターおよびその廻りの設備状況が重要です。主に以下の事項がポイントとなります。

- ① 各戸のメーターの設置場所および構造が、検針等の上で支障がないこと。
- ② メーター廻りの配管等が、必要な基準を満たしていること。
  - ・ 止水栓や伸縮管、逆止弁等の設置
  - ・ 凍結防止のための保温器具の設置
  - ・ 水栓番号および部屋号を明記した番号票の設置
- ③ パイプシャフト等の内部にメーターを設置するときは、メーターユニットの設置を原則とすること。

※メーターユニット設置については、パイプシャフトの広さや空間を一定以上確保するなどの要件を満たせば、メーターユニットを設置せずに子メーターを設置できる緩和措置があります。

※設備面についての詳細は、「大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準」をご参照ください。

Q 7 : 設備基準に適合しない部分を改善する場合の費用負担は？

A 7 : 設備所有者様の負担になります。工事費は、改善の内容により異なりますので、大野城市指定給水装置工事店に見積りや工事等をご相談ください。

Q 8 : 設備所有者が負担することが必要となる費用としては、主にどんなものがありますか？

A 8 : 主に、以下に例示するような費用を設備所有者様が負担することが必要となることが考えられます(以下の例のほかにも費用負担が必要となる場合がありますのでご注意ください)。

- ① 水道管理者との事前協議、調整、申請、竣工検査等に要する事務関係費用
- ② 水道管理者に対して提出する申請書の審査や竣工検査のために必要となる設計審査手数料および竣工検査手数料
- ③ 既設建物の場合は、事前協議や竣工検査等の前に行うメーター室等の現況調査、写真撮影、資料作成、居住者様等との協議や連絡調整等に要する費用
- ④ オートロック式共同住宅等においては、水道管理者への暗証番号の教示や開錠鍵の無償貸与等に要する費用
- ⑤ 貯水槽以下装置に故障、漏水等の不具合が生じた場合や、メーター室の内部構造等が基準に適合しない場合の修理改善費用
- ⑥ パイプシャフト等の扉やハンドル、鍵、ちょうつがい等に不具合がある場合の修理改善費用
- ⑦ メーター直結止水栓や逆止弁、伸縮管、凍結防止用保温器具等のメーター前後の給水用具、配管等の修理改善費用
- ⑧ 各戸検針を開始する際に水道管理者のメーターを設置する費用
- ⑨ メーター付近に取り付ける水栓番号等番号票の準備・取付費用
- ⑩ 集中検針の場合は、遠隔メーターを含む集中検針装置を購入のうえ設置し、維持管理し、8年ごとに遠隔メーターを購入し取り替える費用
- ⑪ 設備の改善に伴い不要となる廃材類の処分や除却に要する費用
- ⑫ その他、各戸検針または集中検針を継続していくため必要となる貯水槽、貯水槽以下設備およびその他の関係設備の維持管理費ならびに管理者の業務遂行に協力するため必要となる費用等



(4) 貯水槽の維持管理について

Q 9 : 貯水槽はどんな維持管理が必要なのですか？

A 9 : 1年以内に1回以上の貯水槽内部の清掃と、定期的に貯水槽の設備および給水栓の水に異常がないかを定期的に点検していただくことが必要です。

特に貯水槽有効容量が10 m<sup>3</sup>を超える場合は、水道法等で清掃を行い、水質検査を受けることが義務づけられています。

貯水槽有効容量が10 m<sup>3</sup>以下の場合でも同様の管理を行ってください。

蛇口まで安全な水をお届けするために、貯水槽および水質の維持管理は設置者の義務になっていますので、適切に行ってください。

維持管理が適切に行われなかった場合、各戸検針または集中検針の実施を取り消す場合があります。